## 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案) ※記載内容については、今後の検討や来年度の予算の状況によって、変更・修正する可能性があります。 部活動改革 ○ 少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、**これまでと同様の学校部活動の継続が困難** の背景 ○ 国の方針として、部活動の意義を継承・発展させた、新たな価値を創出する地域クラブ活動へ展開 ○ 令和8年9月以降、浜松市立中学校の休日部活動は地域クラブ活動へ移行 ※令和8年8月末で休日の部活動は原則終了(休日開催の一部大会については、学校部活動としての参加が可能) スケジュール ※平日の学校部活動は継続、休日の移行が円滑に進んだ後に検討 ※地域クラブの体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブ活動へ移行 市が目指す地域クラブ活動= 「はまクル」 基本理念 ○ 「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」と「持続可能な活動環境の構築」 第 ○<u>「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」</u>という目的をもつ生徒 ターゲット ※勝利至上主義的な活動にならないよう、十分な配慮が必要 運営 ○ 営利を目的とした運営ではなく、<u>できる限り低廉な参加費等を設定</u>し、どの生徒も参加できるようにする 「はまクル」の趣旨に沿って市が定める要件を規約に明記して申請した団体やクラブ= 「はま クル 認定 クラ ブ 」として登録 音 「はまクル認定クラブ」の概要 ○ 浜松市立中学校に在籍する生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒、浜松市内に在住の中学生が基本 基 参加 ○ 希望するすべての生徒が参加可能=意欲や技能等を審査して選抜する方法(セレクション等)は禁止 対象者 ※安全面、平日部活動との連携等の理由から、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能 本 ○ 中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加が可能 [1]基本理念に沿った活動の目的及び活動計画 [4]公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制 理 5つの [2]複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制 [5]活動中のけがや賠償等のための保険への加入 認定要件 <u>[3]コンプライアンス意識の徹底を図るための方策</u> 念 9つの活動指針 |. 運営団体・実施主体 2. 指導者 3. 活動内容 (競技·種目、休養日、活動時間) Y ・指導者は、スポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験 部活動に設置していない競技・種目、文化活動等、多様 運営団体・実施主体は、中学校地域クラブ、スポーツ 者、保護者等を想定 ・報酬等は、各クラブで適切な金額を決めることが可能 なニーズに応じたクラブ活動が可能 ・浜松市立中学校部活動運営方針に準じた活動 協会加盟団体、NPO法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者等を想定市民や地域団体、民間事業者等が、新たに団体を創設 活 ・指導を希望する浜松市立学校教員は、教育委員会の許可を得て従事することが可能 ・原則として土日どちらか1日を休養日に設定 1日の活動時間は3時間程度 し、はまクル認定クラブとして活動を開始することも可能 動 ・「はまクル人材バンク」を設置し、適切な研修体制を構築 (大会等はその限りではない) 4. 活動場所 (活動用具) 5. 大会・コンクール等への参加 6. 費用 指 ・活動の成果発表の場である大会やコンクール等は、クラブ員の主体的な選択により、参加することが可能・中体連夏季大会など一部大会は部活動での参加が可能・はまクル認定クラブか部活動のどちらで大会に参加にするかについては、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校(部 ・原則として市立中学校の施設を活動場所に設定 受益者負担を基本とし、クラブ員や保護者等の理解の 休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、 うえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが 可能な限り低廉な参加費等を設定 無償かつ優先的に使用 針 学校備品の使用が可能(所定の借用願等で申請) 中学校以外の公共施設を使用する場合は、他の一般 経済的に困窮する家庭に対し、参加費等について適切に 支援を行う取組を推進 団体と同様の手続きが必要 活動)とクラブ側で連携、調整が必要 7. 保険 8. 学校との連携 9. 管理責任 クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と ウラブと学校は、活動方針や活動状況、スケジュール等 ・各クラブ及び指導者の活動時における安全配慮義務 個人賠償責任保険に加入 の共通理解や情報共有を積極的に実施 特に学校に設置されている部活動の競技・種目のクラブ ・活動中に起こった事故やけが、トラブルは、各クラブの 管理責任において適切に対応 自転車利用者は自転車保険への加入が必須 は、大会の参加等、学校との密接な連携が必要 活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等について、 ・団体保険や争訟対応に関わる保険加入は各クラブ及び ・はまクル事務局内に、クラブの運営や創設に関わる相談 参加者の判断 窓口を設置 ・「浜松市学童等災害共済制度」の団体登録も可能 保護者の了承を得つつ、学校に適切な情報を提供 はまクル認定クラブの活動開始まで 第 はまクル認定クラブの運営をしたい方 2 章 代表者(指導者との兼務可)及び会計担当者(指導者との兼務可)、指導者を配置し、最低2名以上で構成 指導者・スタッフ $\Diamond$ 指導者が複数のはまクル認定クラブでの指導を行うことも可能 の配置 代表者は、平日の部活動を担当する教員も含め、指導を望まない方に参加を強いることがないように十分に配慮 は はまクル認定クラブ認定(更新)申請書(第1号様式) ◇ クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類 ま 申請に クラブ員名簿(第2号様式) ◇ クラブ員及び指導者の保険加入が分かる書類 必要な書類 ※令和8年4月中旬より、認定申請開始予定 ク ル はまクル認定クラブに指導者として参加したい方 に ◇ 「クラブ代表者からの直接依頼」と「指導者等を希望するクラブに人材バンクを通じて派遣」の2つの方法で指導可能 参 指導者として ※どちらの場合も「はまクル人材バンク」に登録することが必須 指導者として必要な資格等は特にないが、各種指導者資格の取得は推奨 活動する条件等 加 すべての指導者は、活動の開始までに本市指定の研修(主に研修動画の視聴)を受講することが必須 す 体罰、暴言や暴力、ハラスメント等の行為の禁止 ◇ 休養と水分補給の時間を確実に設定 る 活動中の指導 ◇ 緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等へ通報 暴風雨や落雷の危険性がある場合は活動中止 た はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方 め 市ホームページ(ポータルサイト)で各クラブの活動方針、活動場所、参加費等を確認 に 参加方法 ◇ 各家庭から直接クラブ担当者に、入会や体験・見学の意思を連絡

問い合わせ先 浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ TEL 053-457-2405 E-mail:chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp